

賛助会員に関する規程（補則）

補則1 協賛会員の特典

（協賛会員の特典）

第1条 賛助会員に関する規程第7条の補則として以下を定める。

第2条 協賛会員は、「一般財団法人全国山の日協議会オフィシャルパートナー」と称することができる。

第3条 協賛会員は、本会の告知、封筒、便箋等に、指定のロゴを貼りつけることができる。

第4条 協賛会員は、本会の主催事業への参加の先入権を得ることができる。但し、その事業に要する協賛会員独自の各種制作物・人件費等に係る経費は、別途、支払うものとする。

第5条 協賛会員は、本会の共催事業の情報、およびその事業への参加の情報を、他の賛助会員に優先して得ることができる。

第6条 協賛会員が営利企業の場合には、同業他社が協賛会員になることを妨げることができる。

第7条 協賛会員は、本会理事会が併設する運営委員会の委員を推薦することができる。

第8条 毎年8月11日に開催予定の、祝日「山の日」記念式典事業へ、他の賛助会員に優先して参加することができる。

附則

この補則は、2016年8月1日から施行する。

補則2 協賛金

（協賛金）

第1条 賛助会員に関する規程第5条第2項3の補則として以下を定める。

第2条 協賛会員になろうとする賛助会員は、年会費の他に協賛金を納入しなければならない。

第3条 協賛金は、年額200万円とする。

第4条 協賛金は、年会費とは別に、本会指定の銀行口座に振り込むものとする。

附則

この補則は、2016年8月1日から施行する。

補則3 年会費・協賛金等の特例について

(年会費の特例)

第1条 賛助会員に関する規定第5条にかかわらず、年度途中から入会する賛助会員については以下の特例を適用する。

- (1) 8月以降11月までに入会するものには、年会費の30%を免ずる。
- (2) 12月以降翌年3月までに入会するものには、年会費の50%を免ずる。

(協賛金の特例)

第2条 賛助会員に関する規程第5条にかかわらず、年度途中から協賛会員（オフィシャルパートナー）になろうとする賛助会員には、以下の特例を適用する。

- (1) 8月以降11月までに協賛会員になろうとする賛助会員については、協賛金の30%を免ずる。
- (2) 12月以降翌年3月までに協賛会員になろうとする賛助会員については協賛金の50%を免ずる。

附則

この補則は、2016年8月1日から施行する。

2016年8月1日
一般財団法人全国山の日協議会
代表理事 理事長 磯野 剛 太